

## 平成28年 第1回稲城市議会定例会での一般質問と答弁

○ 18番（大久保もりひさ君） 通告に従い、大項目7問、一般質問いたします。

項目番号1、各種基本計画におけるP D C Aサイクルによる進行管理について伺います。

(1)、各種基本計画の進行管理は、P D C Aサイクルによる継続的な仕組みにより進めるべきであると考えます。市の見解を伺います。

○ 企画部長（武藤路弘君） P D C Aサイクルにつきましては、計画・実行・評価・改善の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善するとともに、円滑に進める手法の一つでございます。各種基本計画の進行管理につきましては、必要に応じてこのP D C Aサイクルの手法を取り入れ、推進しております。

○ 18番（大久保もりひさ君） 2月9日に開催されました全国市議会議長会の第100回評議委員会への祝辞の中で、石破地方創生担当大臣は、「ことしの3月31日までに全ての自治体に対して5年間の総合戦略の策定をお願いしています」との話から、「自治体においてP D C Aのサイクルがきちんと回っているのか、数値目標、K P Iの設定は妥当であるのかを議会でチェックして提言してほしい」と述べられました。本日の私の一般質問に一致している内容でございました。

さて、御答弁では、必要に応じてP D C Aサイクルの手法を導入しているとのことでしたが、まずここでは、P D C Aサイクルの手法のP——プラン、すなわち計画について伺いたいと思います。

昨年11月16日の総務委員会で行政報告されました第四次稲城市長期総合計画基本計画の中間点検についての1ページ目の「はじめに」には、長期総合計画を実現するための基本的な方向性を定める基本構想、基本構想に基づき展開する施策を体系的に定める基本計画、施策の体系に即し、施策の目標を達成するための主要な事業の計画的な実施について定める実施計画の3層構造となっていると記されています。また、16ページから17ページの中間点検の結果の最後のところで、「今回の中間点検において財政推計を見直した結果、歳入歳出ともに個別の項目では上振れ、下振れはありますが、財政フレーム全体で見れば基本計画を大きく修正する必要がないと判断しました」と結論しています。

私は、議員に初当選する前、1,400名程度の社員数の一部上場企業で営業部長をさせていただいておりました。所属しておりました事業部の営業計画や販売計画等を立てておりましたので、その経験から申し上げますと、基本計画に数値目標と工程表を明示して、実施計画や年次計画等の具体的な計画との整合性を図ることが最低限必要であると考えます。少なくとも私が勤務していた企業では、全ての業務ごとに各年度のきめ細かな工程表を作成していました。行政の立場に当てはめて考えますと、全ての市民サービスごとに各年度の工程表を作成して、いつどこで誰が何をどのように実施するのかを、数値目標を入れて作成することになります。その積み上げが実施計画や年次計画になり、施策ごとに整理して、基本計画ができ上がるようなイメージであ

ります。民間企業においては、最小単位の業務から数値目標と工程表を明示した計画を作成し、積み上げることで、予算と決算のずれを少なくしています。つまり、計画作成においては、数値目標と工程表がかなめだということです。

私は、事務事業の実施計画や年度ごとの計画は庁内で検証していただければよいと考えていますが、基本計画は、基本構想に基づき展開する施策を体系的に定めた重要な計画でありますので、担当部署や庁内の検証だけでなく、有識者や市民等による検証を受けるべきであると考えます。基本計画に数値目標と工程表が明示されていれば、有識者や市民等による客観的な評価や成果の把握、改善の検討等が現在よりもはるかに正確になると考えます。各基本計画の達成を目指す数値目標の設定と、工程表の有無の現状と、今後の取り組み等について、市の見解を伺います。

○ **企画部長（武藤路弘君）** 各種基本計画におきましては、総合的かつ計画的に施策に取り組むため、できる限り目標値を明示し、策定しております。平成27年12月末現在、35の基本計画を策定しておりますが、そのうち21の基本計画において目標値を設定しております。また、工程につきましては、目標値の達成に向けて具体的な計画などを作成することが基本計画の策定後となりますので、基本計画には明示していない状況でございます。今後につきましても、基本計画の策定におきましては、できる限り目標値を設定し、取り組んでまいりたいと考えております。

○ **18番（大久保もりひさ君）** 工程表を作成されてはいないとの御答弁でございました。やはり、基本計画としては画竜点睛を欠くとしか申し上げられませんが、本日の私の説明によりまして必要性は理解されたと思っておりますので、今後の取り組みを注視してまいります。

(2)、進行管理は、外部の有識者にかかわっていただくべきであると考えます。現状について伺います。

○ **企画部長（武藤路弘君）** 各種基本計画の進行管理につきましては、ほぼ全ての計画におきまして、PDCAサイクルによる進行管理を行っております。このうち半数以上で、外部の人材にかかわっていただきながら、進捗状況を検証・評価するとともに見直し・改善につなげております。

○ **18番（大久保もりひさ君）** 進行管理については、半数以上で外部の人材にかかわっていただいているとのことでしたが、外部の有識者にかかわっていない基本計画について、その理由を伺います。

また、C——チェック、すなわち検証と、A——アクション、すなわち改善について伺いたいと思います。私は、年度ごとに事業担当課を中心とした内部評価と、学識経験者や公募市民等による外部評価を行った上で、評価委員が一堂に会して施策や事務事業等についての検証を行い、よりよい方向性や改善策を考えていき、実効性を高めることが可能になる会議体を全ての基本計画に設置するべきであると考えます。そして、その経過や結果を市議会の所管委員会に報告するべきであると考えます。内部

評価と外部評価の協働型・対話型の会議体の設置の有無の現状と、今後の取り組み等について、市の見解を伺います。

○ **企画部長（武藤路弘君）** 外部有識者にかかわっていただいていない基本計画につきましては、大きな方針として策定したものや、東京都の計画改定に合わせ取り組むものなどがございます。また、協働型・対話型の会議体につきましては、内部評価として、庁内会議での結果などについて所管部署から委員に報告し、情報共有の上で諮っております。また、会議によっては、外部有識者の会議に構成委員として市職員を加えた形で行っております。今後につきましても、外部委員による協議体につきましては、内部評価として、庁内会議での結果等につきまして情報共有等をしっかりと行い、進めてまいりたいと考えております。

○ **18番（大久保もりひさ君）** 既に会議によっては協働型・対話型の会議体を実施されているということでしたが、今後につきましては、できれば全ての基本計画においてそういう会議体を設置されるということを前提に検討・協議していただきたいと思い、また期待いたしております。

(3)、P D C Aサイクルによる進行管理を行っていない基本計画名と、それぞれの理由について伺います。

○ **企画部長（武藤路弘君）** P D C Aサイクルによる進行管理を行っていない基本計画につきましては、都市計画マスタープラン、景観基本計画及び住宅マスタープランでございます。これらの計画につきましては、まちづくりに関する基本方針を定めたものでありますので、計画に掲げた事業の進行管理を行うものではございません。しかしながら、都市基盤整備の状況や土地利用の動向などに対応し、必要に応じて見直しを行ってきております。

○ **18番（大久保もりひさ君）** 今の御答弁で理解いたしました。

(4)、P D C Aサイクルにおける検証——チェックについて、市の見解を伺います。

○ **企画部長（武藤路弘君）** P D C Aサイクルにおける検証につきましては、P D C Aサイクルの計画に対して、どこまで実行することができたかを確認する作業であると認識しております。この作業は、業務終了時あるいは業務遂行の途中で実行の中身を精査するものであり、正しく現在の状況や事実を把握し、どうすれば改善できるのかといった視点で分析を行うものであると認識しております。

○ **18番（大久保もりひさ君）** 市の認識は確認いたしました。これまでの質疑で明らかでございますが、私は、全ての基本計画について、年度ごとに内部評価と外部評価を行った上で、協働型・対話型の会議体により提案された改善策により計画が見直されて、予算に反映されるのがあるべき姿であると考えております。そして、検証について重要なことは、検証の経過と結果の公表であると考えています。公表の形態と

しては、市議会の所管委員会での報告やホームページへの掲載が考えられます。また、外部評価の会議や協働型・対話型の会議体を公開することや、平成22年7月24日、本市が初めて実施した公開による事業仕分けを再度実施することも考えられます。検証に関する経過と結果の公表の現状と今後の取り組み等について、市の見解を伺います。

○ **企画部長（武藤路弘君）** 検証につきましては、必要に応じて外部有識者などによる会議を設置し、御意見をいただいております。また、公表につきましては、各基本計画を所管している部署の判断によりまして、市議会の所管委員会への報告やホームページへの掲載を行っております。今後につきましても、できる限り市民にわかりやすく情報提供していくことを検討してまいります。

○ **18番（大久保もりひさ君）** 今の御答弁の最後に「できる限り」という言葉があったのですが、その前に「必要に応じて」とか「部署の判断により」とか、いろいろな制限がついておりましたので、私が申し上げているのは、基本的にまず全ての基本計画の検証ということでございます。本来ならば、企画部長だけでなく、全ての部長に対して、基本計画の検証に関する考え方や姿勢について確認させていただきたいところではございますが、まずは今後の改善について注視するということにとどめておきたいと思っております。

項目番号2、障害者と家族のニーズに応じた支援について伺います。障害者の地域における生活を支援する障害者総合支援法は、施行3年をめぐりに見直しが規定されています。公明党は、26の関係団体から丁寧にヒアリングを行い、見直しに向けた議論を進めてきましたが、障害児・障害者や家族の置かれる状況は異なりますので、ニーズに応じた支援が必要です。より現場の声に根差した福祉施策とするため、公明党は政府に提言を提出いたしました。そこで、本市における障害児・障害者と家族のニーズに応じた支援について伺います。

(1)、障害者総合支援法の見直しについて、市の認識を伺います。

○ **福祉部長（鈴木秀治君）** 障害者総合支援法の見直しにつきましては、厚生労働省が社会保障審議会障害者部会において、見直しに向けた検討や関係団体へのヒアリングを行い、平成27年12月に報告書を取りまとめております。本報告書では、今回の見直しを、新たな地域生活の展開、障害者ニーズに対するきめ細かな対応、質の高いサービスを持続的に利用できる環境整備の3つの視点でまとめており、常時介護を要する障害者などへの支援、高齢者の障害者への支援など、10の論点ごとに現状、課題を挙げ、さらに今後の取り組みの方向性を示しているものでございます。障害児や障害者などのニーズに沿った見直しが見られていることから、地域生活等への支援に直接かかわる市の役割は大きくなるものと認識しております。

○ **18番（大久保もりひさ君）** 障害者総合支援法施行3年後の見直しに関する社会保障審議会障害者部会の報告書の内容を踏まえて、障害児と障害者の地域生活等に直接かかわる本市の役割が拡大するものと認識されていることを確認いたしました。こ

の報告書の「はじめに」には、「今後、本報告書に基づき、関係法律の改正や平成30年度に予定されている障害福祉サービスの次期報酬改定等に向けて、具体的な改正内容について検討を進め、財源を確保しつつその実現を図るべきである」と提言されています。本市においては、第4期稲城市障害福祉計画に基づいて各施策を展開しておりますが、この報告書を踏まえて、確認や見直しに取り組むべきであると考えます。市の見解を伺います。

また、この報告書を踏まえての第5期稲城市障害福祉計画の作成に取り組む考え方についても伺います。

そして、この報告書には、本年4月に施行される、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律——障害者差別解消法と障害者総合支援法との円滑な施行が図られるよう、政府は関係省庁と連携して取り組みを進めていくべきであるとも提言されていますので、本市におきましても、障害福祉課が障害者差別解消法に関係する全ての部署と連携して、障害者差別解消法と障害者総合支援法との円滑な施行が図られるよう取り組むべきであると考えます。御所見を伺います。

○ **福祉部長（鈴木秀治君）** まず、国の報告書を踏まえた確認や見直しについてでございますが、今後、国は本報告書に基づき、関連法律の改正や、平成30年度に予定されている障害福祉サービスの次期報酬改定等に向けて、具体的な改正内容についての検討を進め、財源を確保しつつその実現を図ることとしております。

そこで、本市としましては、報告書にございます国の方向性や法整備の動向を注視しつつ、障害者総合支援法の施行状況が変化していく中で、障害福祉サービスの質の確保向上や効果的・効率的な事業実施に努めてまいります。

また、報告書を踏まえた第5期稲城市障害福祉計画の作成につきましては、当事者や団体などの意見を踏まえながら、稲城市地域自立支援協議会を中心に策定を進めてまいりたいと考えております。

そして、障害者差別解消法と障害者総合支援法との円滑な施行につきましては、人格と個性を尊重し合いながら全ての人が安心して地域で暮らせる社会の実現に向けて、関係課と連携しながら、日常生活や社会生活を送る上で支障となる壁を取り除き、障害種別ごとの特性や障害者のニーズに配慮したきめ細かな対応に努めてまいりたいと考えております。

○ **18番（大久保もりひさ君）** (2)、障害児・障害者や家族へのニーズ調査について伺います。

○ **福祉部長（鈴木秀治君）** 障害児・障害者や家族のニーズ調査につきましては、平成23年度に第二次稲城市保健福祉総合計画を策定する際に障害福祉に対する意識等についてのアンケート調査や、平成26年度には第4期稲城市障害福祉計画の策定に際して障害者手帳保持者へのアンケート調査を行っております。

○ 18番（大久保もりひさ君） 第4期稲城市障害福祉計画の策定に際して平成26年度にアンケートをとられたということですので、第5期稲城市障害福祉計画の策定に際してもアンケートをとられるとありますが、いつ行われる予定なのか、伺います。

また、ニーズ調査につきましては、日ごろ障害児や障害者、その御家族との面談の際や、障害者団体や障害者施設、特別支援学級や特別支援教室に通う児童・生徒の保護者等に丁寧にヒアリングをして、データを蓄積することが重要であると考えます。アンケート調査以外のニーズ調査の手法について、市の見解を伺います。

○ 福祉部長（鈴木秀治君） 第5期稲城市障害福祉計画の策定に際してのアンケート調査につきましては、当事者・御家族のニーズや実態を把握するために、平成29年度に実施する予定でございます。また、アンケート調査以外のニーズ調査の手法につきましては、稲城市自立支援協議会では、当事者・家族会から選出された委員が参加されており、その中でさまざまな御意見をいただき、協議・情報交換の場としております。また、障害者団体や親の会などの会議や交流の場に出向き、意見などを聞く機会を設けております。さらに、障害福祉課窓口での相談時など、保健師が御本人や御家族から直接聞き取りを行い、個々に応じた支援や生活に必要な障害福祉サービスの支給等を行うなど、さまざまな機会を捉えて、御本人と御家族の現状やニーズを把握するよう努めてまいります。

○ 18番（大久保もりひさ君） (3)、障害福祉サービスを利用してきた高齢障害者が介護保険サービスを利用する場合、65歳を迎えると自己負担がふえる問題について伺います。

○ 福祉部長（鈴木秀治君） 65歳を迎えると自己負担が大きくなる問題についてでございますが、障害福祉制度は、サービス受給者の年収によって自己負担が設定されておりました。2006年の障害者自立支援法施行により応益負担の制度となりましたが、2010年にはこの法律を見直し、再び年収により自己負担する応能負担に戻しております。一方、介護保険制度は、65歳以上の高齢者が加齢によって生じる心身の機能低下を補う身の回りの介助に限定されているサービスのため、応益負担を前提としているものでございます。このように、障害者の方が65歳を境に、介護保険制度が優先となることから、65歳を迎えるとこのような問題が発生してくると認識しております。

○ 18番（大久保もりひさ君） 高齢障害者が介護保険サービスを利用する場合、65歳を迎えると自己負担がふえる問題が発生するのは、障害福祉制度と介護保険制度における応能負担と応益負担の違いからくることを認識されているとの御答弁でございました。それでは、高齢障害者の立場で考えると、障害福祉制度と介護保険制度が応能負担と応益負担との点でどのようになることが望ましいと考えておられるのか、伺います。

また、この問題で困っておられる高齢障害者への本市の対応について伺います。

○ **福祉部長（鈴木秀治君）** 日本の社会保障は、自助を基本としつつ、共助が自助を支え、自助・共助で対応できない場合に社会福祉などの公助が補完する仕組みを基本としていることを踏まえ、現行の介護保険優先の原則を維持することは、一定の合理性があるものと考えております。また、障害福祉制度と介護保険制度は、制度の趣旨・目的等が異なるもので、国も今後検討していくこととしていることから、国の動向を注視してまいりたいと考えております。

また、困っている高齢障害者への対応につきましては、現行制度では、サービスの内容や機能から介護保険には相当するサービスがなく、障害福祉制度固有のもの認められるサービスにつきましては、障害福祉サービスを受けることが可能となりますので、窓口などで直接聞き取りを行うなど、よく状況を確認しながら、適切な対応に努めてまいります。

○ **18番（大久保もりひさ君）** 今後ともよろしく願いいたします。

(4)、放課後等デイサービスの拡充について伺います。

○ **福祉部長（鈴木秀治君）** 放課後等デイサービスにつきましては、市内にコラボいなぎ・いなぎこども発達支援センター、友遊クラブ、コラボたま地域生活支援センター「える」の3カ所がございます。放課後等デイサービスの拡充につきましては、重度の重複障害や高機能の発達障害など、障害の特性に応じた多様なニーズがあるため、新たな確保策等を検討してまいります。

○ **18番（大久保もりひさ君）** まずは、本市における放課後等デイサービスの現状について、具体的に施設別に伺いたいと思います。次に、本市民が他市の放課後等デイサービスを利用されている実態について、具体的にお伺いいたします。

また、多様なニーズに応じた新たな確保策等を検討してくださることを評価するものでございますが、今後のスケジュールについて伺います。

○ **福祉部長（鈴木秀治君）** 平成27年12月末現在の市内の利用者につきましては、友遊クラブが22人、コラボたま地域生活支援センター「える」が22人、コラボいなぎ・いなぎこども発達支援センターが1人でございます。コラボいなぎ・いなぎこども発達支援センターにつきましては、未就学児に児童発達支援事業を利用していた方のみ、小学1年生のフォローアップとして放課後等デイサービスを行っております。また、市民で近隣の放課後等デイサービスを利用している方は延べ50人でございます。

今後のスケジュールにつきましては、第4期稲城市障害福祉計画にありますように、既存の事業所とも継続的に協議し、新たな確保策を検討してまいりたいと考えております。

○ **18番（大久保もりひさ君）** 市外の施設利用が、延べではありますが、50人ということで、市内の45人よりも多くなっているということから、市内に放課後等デイサービスの施設をもっとふやしていかなければならないという課題があるということ

が明確になりました。

(5)、グループホームの増設について伺います。

○ **福祉部長（鈴木秀治君）** 市内のグループホームにつきましては、知的障害者用が4カ所、精神障害者用が2カ所あり、定員28人でございます。グループホームの増設につきましては、第4期稲城市障害福祉計画に基づき、将来的には新たな確保策を検討していく予定ですが、現時点では、必要な方には支援を行っており、入所が困難な方の情報はございませんので、ニーズは低いものと考えております。

○ **18番（大久保もりひさ君）** グループホームに関して、現時点ではニーズは低いものと考えているとの御答弁でございましたが、ニーズにつきましては、表面化した事象だけでなく、潜在化している保護者の胸のうちを推しはかることが、これからの行政に求められる質の高い地域市民サービスの一つであると考えます。保護者が健康で元気なときに障害のある我が子を手元に置いて、保護者が体力的・精神的に厳しくなったときにはグループホーム等の施設にお願いしたいと考えておられる方をたくさん存じ上げております。(2)で申し上げたような形で日ごろから丁寧なニーズ調査をされていれば、潜在的ニーズを踏まえた今後のグループホームの増設について前向きな答弁がなされたのではないかと考えます。障害児や障害者の保護者のグループホームに対する潜在的ニーズを踏まえた上で、改めて御所見を伺います。

また、潜在的なニーズを顕在化させるために、障害児や障害者の保護者へのグループホームに関する情報提供と啓発活動が不可欠であると考えます。市の見解を伺います。

○ **福祉部長（鈴木秀治君）** 潜在的ニーズにつきましては、将来的には親亡き後の生活の拠点となる施設であることは認識しておりますので、引き続き、第4期稲城市障害福祉計画に基づき、新たな確保策を検討していく予定でございます。

また、情報提供と啓発活動につきましては、稲城市知的障害者団体連絡協議会の安心安全連絡会では、御家族や支援者向けにグループホーム見学会を行うなど、障害特性に応じたグループホームの整備についての勉強会を行っておりますので、市としましては、本協議会やさまざまな機会を通じて、情報提供や講演会などを実施するための支援をしております。

○ **18番（大久保もりひさ君）** (6)、一般就労への移行について伺います。

○ **福祉部長（鈴木秀治君）** 一般就労への移行につきましては、マルシェいなぎの障害者就労支援センターに相談・登録し、市役所内で行っているチャレンジ実習や企業実習等を経て一般就労につなげているものが主なものでございます。また、マルシェいなぎに登録し、就労移行支援事業所や就労継続支援A型・B型事業所に通所している場合もございます。平成26年度の実績につきましては、マルシェいなぎの相談・支援により一般就労に至った方は31人で、この中で就労移行支援から一般就労に移行

した方は6人でございます。

○ 18番（大久保もりひさ君） 平成26年度の実績は本当に素晴らしいと思います。マルシェいなぎは、少ない職員の方々が本当に一生懸命に相談とか支援活動をしてくださって、感謝するところでございます。

それでは質問でございますが、一般就労につながらなかった25名の方々のその後について伺いたいと思います。また、一般就労への移行に関する課題と対策についても伺います。

○ 福祉部長（鈴木秀治君） 一般就労につながらなかった25人の方々につきましては、一般就労には至っておりませんが、市のチャレンジ実習や職業準備訓練等を何度か経験したり、就労移行や就労継続支援を継続しているところでございます。一般就労への移行に関する課題につきましては、就労意欲のある障害者が多い中で、単に就労場所の紹介や就労実習だけでは、生活リズムや人間関係、就労環境になじめず、就労しても続かないことが課題と認識しております。そのような状況を踏まえ、マルシェいなぎでは、就労準備支援や生活支援、就労後には本人や雇用主への連絡・面接などを行うなど、就労前から就労後も本人、御家族、病院や関係機関と連携を図りながら、焦らず着実な就労を目指して、丁寧な対応を心がけております。

○ 18番（大久保もりひさ君） (7)、障害者と家族のニーズに応じた支援を強化するべきであると考えます。今後の取り組みについて伺います。

○ 福祉部長（鈴木秀治君） 今後の取り組みにつきましては、上位計画である第二次稲城市保健福祉総合計画等に基づき、第4期稲城市障害福祉計画を計画的に実施するとともに、さまざまな機会において障害者とその家族のニーズや実態の把握に努め、限られた財源で、より効果的・効率的な支援を行ってまいります。また、障害者総合支援法施行3年後の見直しによる法改正等を見据え、制度上、単独自治体での解決が困難なものにつきましては、東京都市長会等を通じて、国や都へ要望してまいります。

○ 18番（大久保もりひさ君） よろしくお願ひいたします。

項目番号3、学校給食事業の充実について伺います。本市では、小学校12校と中学校6校の給食を共同調理場方式で2カ所の調理場で調理しておりますが、既存不適格建築物である第一調理場の老朽化と児童・生徒数の増加、アレルギー児対応などに関する課題があると考えます。

(1)、学校給食事業に関する市の認識について伺います。

○ 教育部長（伊藤徹男君） 学校給食は、学校生活の中で、単なる食事ではなく、成長期の児童及び生徒に必要な栄養を提供するとともに、食育の面でも重要な役割を担っていると認識しております。

○ 18番（大久保もりひさ君） 文部科学省のホームページには、「学校における食育の推進・学校給食の充実」の項のトップに、「近年、偏った栄養摂取、朝食欠食など食生活の乱れや肥満・痩身傾向など、子どもたちの健康を取り巻く問題が深刻化しています。また、食を通じて地域等を理解することや、食文化の継承を図ること、自然の恵みや勤労の大切さなどを理解することも重要です。こうした現状を踏まえ、平成17年に食育基本法が、平成18年に食育推進基本計画が制定され、子どもたちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう、学校においても積極的に食育に取り組んでいくことが重要となっています。文部科学省では、栄養教諭制度の円滑な実施をはじめとした食に関する指導の充実に取り組み、また、学校における食育の生きた教材となる学校給食の充実を図るため、より一層の地場産物の活用や米飯給食の充実を進めています」と記載されています。そこで、地場産物の活用や米飯給食の充実等、学校給食の充実への取り組みについて伺います。また、栄養教諭制度の実施状況と今後の取り組みについて伺います。

○ 教育部長（伊藤徹男君） 最初に、学校給食での地場産物の使用につきましては、経済観光課を通して、生産者や東京南農協と連携し、活用できるよう努めております。主食であります米飯・パンにつきましては、バランスよく提供してまいります。

○ 教育指導担当部長（杉本真紀子君） 次に、栄養教諭の制度につきましては、東京都は平成20年度から運用を開始しており、本市には平成23年度から1人配置されております。本市におきましては、配置校を若葉台小学校とし、栄養教諭には配置校における栄養教諭としての職責を果たしつつ、市内の小中学校の食育への支援、学校給食の管理、児童・生徒への食に関する指導に従事させてまいりました。今後も、これらの職務に関する資質向上を図り、活用の充実を図ってまいります。

○ 18番（大久保もりひさ君） (2)、献立の作成から決定までの流れについて伺います。

○ 教育部長（伊藤徹男君） 献立は、第一調理場、第二調理場それぞれに2人ずつ配置されている栄養士が、給食を提供する約2カ月前から内容の検討を始め、季節の食材、行事を意識しながら作成しております。手順といたしましては、栄養士全員で1カ月分の予定献立を作成いたします。このとき、同じ食材を続けて使用しない、似たような味つけを続けないなど、子供たちが給食を飽きずに食べられること、箸やフォーク、スプーンで食べにくいかなどを検証し、試作・試食も行いながら、おおむね5回程度の会議で内容を煮詰めてまいります。以上の会議を踏まえ、業者に食材の納入単価の見積もりを依頼し、同時に食材の見本の提出を求めます。食材の単価・品質を確認した上で、実際に使う食材を決め、献立を決定いたします。

○ 18番（大久保もりひさ君） 給食の食べ残しの分析や、教職員への聞き取り調査と児童・生徒や保護者へのアンケート調査など、献立の改善に関する取り組みについて

て伺います。また、バイキング給食やリクエスト給食等の特別給食等による、児童・生徒が喜ぶ取り組みについて、現状と今後の予定を伺います。

ところで、杉並区は、昨年9月から料理レシピの投稿・検索サイト「クックパッド」に区立小中学校と保育園で出される給食のレシピを公開しており、好評を博しているようであります。学校給食の味が子供たちに大人気で、家庭でも給食と同じメニューが食べたいという声が数多く上がるとともに、各学校で保護者向けに実施されている給食試食会でもレシピの問い合わせが多数寄せられ、クックパッドへのレシピ掲載に至ったようであります。杉並区では、食育の生きた教材として学校給食を活用していますが、学校給食レシピの一般公開が家庭における食育を進めることにつながる取り組みであると評価されております。本市におきましても、食育の生きた教材である学校給食のレシピを一般公開することにより、家庭における食育の推進につながることを期待するものであります。今後の献立の改善の取り組みについて伺います。

○ **教育部長（伊藤徹男君）** 魚や野菜を中心とした献立のときに、残菜が多く発生しております。これらは食育の観点から提供しておりますことから、子供たちの好むものだけを提供しているということではないことから発生していると感じております。

教職員への聞き取りは、それぞれの学期の終わりに給食主任会を開催し、その中で献立に関する意見を伺っております。児童・生徒や保護者への給食に関するアンケートは実施しておりませんが、栄養士が児童・生徒からは給食時間の学校訪問時に、保護者からはPTA主催の給食試食会で直接意見を伺い、参考にしております。

特別な給食の取り組みといたしましては、年に一度、稲城第四小学校の4年生が地域のお年寄りの方をお招きするふれあい給食会の献立を考え、その日は稲城市全ての児童・生徒がその献立を口にするという取り組みがございます。

学校給食レシピの一般公開につきましては、保護者からの問い合わせにより、一般公開という形ではございませんが、その都度対応して提供しているところでございます。

○ **18番（大久保もりひさ君）** 御答弁の最後に、学校給食レシピについては、保護者からの問い合わせにその都度対応されているという御答弁がございました。我が家の前のペアリーロードを歩いて帰っていく子供たちが「きょうの給食はおいしかったね」と話している声を聞くことがあります。例えば、保護者から評判がよかった給食や、小中学校から共同調理場に情報提供があった場合には、ぜひ共同調理場から学校給食レシピを市のホームページに公開していただいて、小中学校を通じて、このように掲示しましたということを知っていただくと、そうすることによりまして、そのレシピに基づいて家庭で調理された料理をおいしくいただきながら家族で学校の出来事や授業の話をしていくなど、そういう花が咲いていけば、家庭教育的にも食育的にも効果があるのではないかと考えます。また、学校給食レシピは、栄養士さんが予算内でおいしい学校給食をとの思いでつくっておられると思いますので、広く市民の皆様に見ていただいて、低価格でバランスのとれた料理をつくっていただければ、学

校給食レシピを通じて多くの市民が学校に関心を持つことにもつながるのではないかと考えます。御所見を伺います。

○ 教育部長（伊藤徹男君） 大変ありがとうございます。確かに、このレシピを御紹介しますと、非常に喜ばれております。今のような御意見をいただきましたので、今後、取り組んでまいりたいと思います。

○ 18番（大久保もりひさ君） (3)、主食食材と副食食材の調達・検品について伺います。

○ 教育部長（伊藤徹男君） 主食である御飯またはパンにつきましては、東京都学校給食会から調達しております。おかずとなる食材の調達につきましては、献立に必要な食材を業者から見積もり及び食材サンプルを提出させ、月ごとに納入業者を決定しております。食材の納品につきましては、7時45分から始まります。その際、全ての食材について、栄養士が主体となり、正職の調理員と協力しながら、品名、数量、納品時間、納入業者名、製造業者名及び住所地、生産地、品質、鮮度、箱・袋の汚れ・破れその他の包装容器等の状況、異物混入及び異臭の有無、消費期限または賞味期限、製造年月日表示、ロット番号その他のロットに関する情報について、毎日点検を行い、記録しております。

○ 18番（大久保もりひさ君） 東京都学校給食会から主食の御飯やパンを調達するようになった経緯と物流の詳細について伺います。また、東京都学校給食会の事業計画書には、供給する物資名に麺・牛乳・調理用小麦・一般物資等が記載されておりますが、本市に納入されている物資の名称や数量と、調達するようになった経緯と物流の詳細について伺います。

また、それ以外の業者選定については、公開して幅広く競争させるべきであると考えます。現在の業者選定について伺います。

○ 教育部長（伊藤徹男君） 東京都学校給食会は、学校給食の普及充実、完全給食実施のため、国が設置し、まずパン給食を、その後、国による政府米による米飯給食の普及推進を行うため、同会が供給窓口になり、全都に供給し、稲城市も同会を通じ調達しておりました。このころは国の補助制度があり、安い価格でパン・米飯の購入が可能でしたが、現在この補助制度は廃止されております。今は、この給食に必要な量を安定して供給できることから、同会から見積もりをとり、契約しております。御飯やパンの納品は、同会の委託工場から各小中学校へ直接納入させております。東京都学校給食会が稲城市に納入した平成26年度の主な食材でございますが、米飯約72万食、パン約49万3,000食、飲用牛乳約144万パック、あと調理用牛乳約3万5,000本、ドレッシング約2,000本でございます。

次に、それ以外の業者選定の方法でございますが、2年ごとに給食食材の納入を希望する業者を募集いたしまして、登録しております。

○ 18番（大久保もりひさ君） よくわかりました。

(4)、各共同調理場における給食調理員数と、調理、清掃、食材の検品等の業務の内容とフローについて伺います。

○ 教育部長（伊藤徹男君） 2月1日現在の第一調理場の給食調理員は、正職員3人、専務的非常勤職員5人、臨時職員18人の計26人でございます。第二調理場の給食調理員は、正職員3人、専務的非常勤職員3人、臨時職員10人の計16人でございます。

次に、業務の内容とフローでございますが、食材の納品の対応につきましては、栄養士と正職員がその状態・数量等の確認を行います。その後、肉・魚は冷蔵庫へ、野菜は洗浄、皮をむくなどの下処理を行います。その後、調理は、正職員・専務的非常勤職員が釜や揚げ物機等につき、その補助に臨時職員が配置されます。調理が済んだ料理は、クラスごとの食缶に入れ、配送されます。食材を入れていたかごや使用後の調理器具などは、臨時職員により洗浄されます。同時に調理室の床も随時清掃を行います。調理場のトイレや廊下、準備室の清掃につきましては、委託業者により実施しております。

○ 18番（大久保もりひさ君） 正職員数は想像した以上に少ないという印象を持ちました。ほとんど臨時職の方等で運営されているのだと、大変な状況は想像できたわけでございます。

それでは質問いたします。第一調理場における老朽化と狭さ等による課題と対応について伺います。

次に、衛生管理及び栄養技術等を徹底するための研修の実施状況と今後の取り組みについて伺います。

また、衛生管理のための各種検査等の実施状況と今後の取り組みについて伺います。

○ 教育部長（伊藤徹男君） 老朽化した第一調理場は、設備・機器の故障などを常に意識しながら調理員が調理することが課題となっております。この課題に対応するため、それぞれの職種の職員が経験を生かすとともに、調理員同士がお互いに注意し合いながら、安全・安心な給食の提供に努めております。

次に、衛生管理などの研修でございますが、栄養士・調理職員を初め、給食業務に携わる職員を対象とした研修は、平成26年度で14回受講しております。今後も、研修に職員を参加させ、安全・安心な給食の提供に努めてまいります。

また、衛生管理のための検査でございますが、臨時職員を含めた全ての職員に月に2回の細菌検査を義務づけております。食材の細菌検査、残留農薬検査、調理室内の壁や床の一般細菌・カビの検査を年2回実施しております。これらの検査につきましては、今後とも継続して実施し、衛生的な調理環境の維持に努めてまいります。

○ 18番（大久保もりひさ君） (5)、公立小中学校の児童・生徒数について、今年度と今後5年間の推計とその方法について伺います。

○ **教育部長（伊藤徹男君）** 平成27年5月1日を基準日とする今年度の児童・生徒数につきましては、小学校の児童数が5,390人、中学校の生徒数が2,259人、合計で7,649人でございます。今後5年間の推計につきましては、平成28年度は、小学生が5,567人、中学生が2,313人、合計で7,880人、平成29年度は、小学生が5,619人、中学生が2,391人、合計で8,010人、平成30年度は、小学生が5,628人、中学生が2,428人、合計で8,056人、平成31年度は、小学生が5,675人、中学生が2,486人、合計で8,161人、平成32年度は、小学生5,539人、中学生が2,539人、合計で8,078人と予測しております。推計方法につきましては、平成27年5月1日を基準日として、在校生を学年進行させ、新小学1年生は未就学人口を年齢進行させる方法としています。また、南山土地地区画整理事業と上平尾土地地区画整理事業の開発に伴う人口増加を考慮し、新中学1年生につきましては、私立中学校への進学率を加味して算出しております。

○ **18番（大久保もりひさ君）** 今後5年間の推計における児童・生徒数のピークは平成31年度であり、今年度よりも500人強、児童・生徒数がふえるとの御答弁でございました。御答弁いただきました児童・生徒数に教職員数を加えた学校給食の対象者数について、今年度と今後5年間の推計について伺います。

○ **教育部長（伊藤徹男君）** 児童・生徒数に教職員数を加えた学校給食の対象者数につきましては、平成27年度は8,089人、平成28年度は8,324人、平成29年度は8,459人、平成30年度は8,509人、平成31年度は8,616人、平成32年度は8,530人と予測しております。

○ **18番（大久保もりひさ君）** 当然、児童・生徒数の推計と大きな傾向の違いはなくて、ピークが平成31年度で、今年度と比べると500人強ふえるということが確認できました。

(6)、給食調理業務における課題について伺います。

○ **教育部長（伊藤徹男君）** 給食調理業務における課題でございますが、特に第一調理場につきまして、担当する小中学校の児童・生徒数の増加が推計され、現施設での対応が困難であることから、新たな調理場の移転・建てかえを早急にすることが課題であると考えております。また、共同調理場の施設の現状から、食物アレルギーに対応した除去食等の提供ができないことも課題であると考えております。

○ **18番（大久保もりひさ君）** 既存不適格建築物である第一調理場の移転について、移転場所と規模、スケジュール、そして直営化、民営化など、移転した後の第一調理場の経営・運営形態等の検討状況について伺います。

また、建てかえ後には、多くの子供たちに食物アレルギーがある鶏卵・牛乳・小麦粉等について対応するべきであると考えます。御所見を伺います。

○ 教育部長（伊藤徹男君） 新調理場の運営方法につきましては、平成24年度から平成25年度にかけ、稲城市立学校給食共同調理場運営方法検討会で検討しまして、学校給食共同調理場運営委員会から、民間の力を最大限に活用できる公設民営方式が適しているとの方針が出されております。この方針に従い、共同調理場方式で既に民間委託を実施している自治体の情報を得ながら検討してまいります。

給食の食物アレルギー対応につきましては、基本的な卵・乳・小麦粉などについては当然に対応し、それ以外のアレルゲンへの対応につきましては、今後、共同調理場運営委員会などの検討をいただきながら決定してまいりたいと考えております。

○ 18番（大久保もりひさ君） (7)、平成26年度決算における年間事業費と給食材料費、調理員等人件費、その他の運営経費の金額と割合について伺います。

○ 教育部長（伊藤徹男君） 平成26年度決算における年間事業費でございますが、職員の人件費、光熱水費、施設の修繕や維持管理に関する経費、給食費に関する事務経費、給食材料費などで、合計約7億1,380万円でございます。そのうち、給食材料費は約3億8,040万円、割合は53.3%でございます。人件費は約1億8,500万円、割合は25.9%でございます。光熱水費や施設の維持管理などのその他の経費は約1億4,840万円、割合は20.8%でございます。

○ 18番（大久保もりひさ君） 御答弁いただきました学校給食事業の年間事業費には、維持保全費・運用管理費などの施設運営費——いわゆるランニングコストは含まれているようですが、施設の設計費や建築費などの初期投資——イニシャルコストと解体処分費が含まれていないようでした。本来はそれらの全てを含んだ建物の生涯に必要な総費用——ライフサイクルコストと人件費と給食材料費を加えたものが学校給食費用に関するフルコストだと考えます。それは今回の本筋の議論ではありませんので、第一調理場の建てかえの検討の際に議論したいと思えます。

それでは、学校給食事業と給食費との関係について、市の考え方を伺います。

また、平成26年度決算における給食費の納入額と、学校給食事業費全体に対する割合について伺います。

○ 教育部長（伊藤徹男君） 保護者から納入いただいた給食費は、子供たちに安全・安心でおいしい給食を提供するための食材の購入に充てております。

また、平成26年度決算における給食費の収入額でございますが、現年度分が約3億7,100万円、過年度分が約80万円、合計約3億7,180万円、学校給食事業費全体に対する割合は52.1%でございます。

○ 18番（大久保もりひさ君） (8)、給食1食当たりのコストと、保護者が負担する給食費について伺います。

○ 教育部長（伊藤徹男君） 平成26年度決算額に基づき算出したしました直接的な経費につきましては、給食1食当たり467.1円でございます。また、保護者が負担する給食費でございますが、小学校が低学年、中学年、高学年、そして中学校という4つに区分されております。これらを全て合わせて算出した1食当たりは269.8円でございます。

○ 18番（大久保もりひさ君） 給食1食当たりの直接経費と給食費との差額200円弱の負担について、市の見解を伺います。

○ 教育部長（伊藤徹男君） 保護者が負担する給食費につきましては、全て食材の購入に充てられております。給食1食当たりの直接経費と給食費との差額200円の内容でございますが、給食を調理するための人件費、光熱水費、施設の修繕や維持管理に関する経費などで構成されており、子供たちに給食を提供するための必要な経費であると認識し、市が負担しております。

○ 18番（大久保もりひさ君） 差額の約200円は、市が税金で負担しており、給食食材費以外の人件費や施設の維持管理費等に充てているとの御答弁でございました。(7)で指摘させていただきましたように、共同調理場のインシャルコストや解体費用などは含まれておりませんので、保護者が給食費平均269.8円を支払うことで、我が子は467.1円よりも高価な、ひょっとしたら500円かもしれないし、550円かもしれない給食を食べることができているということはよくわかりましたし、あわせまして教職員におきましても低価格でランチを食べることができているということがよくわかりました。

(9)、給食費の未納についての現状と課題について伺います。

○ 教育部長（伊藤徹男君） 平成26年度学校給食費の決算における未納状況につきまして、現年度は110人、175万4,322円で、徴収率は99.53%となっております。また、過年度分の未納状況につきましては、97人、315万2,515円で、徴収率は20.68%となっております。課題につきましては、電話による督促や学校を通じての督促、臨戸徴収などを実施しておりますが、依然として未納額がなくなることでございます。

○ 18番（大久保もりひさ君） 給食費の現年度・過年度の徴収率における多摩地区の他の25市との比較について伺います。

また、給食費は経済的に支払うことが可能な家庭が支払わないことが大きな問題であると考えます。学校管理職や担任教師との連携について、現状と課題を伺います。

また、今後は、PTAとの連携も、未納者を減らすには有効であると考えます。御所見を伺います。

そして、給食費は税金ではありませんので、収納課に徴収をお願いすることはできませんが、収納課の徴収のノウハウを生かして徴収率を上げるように取り組むべきであると考えます。収納課との連携等について、御所見を伺います。

○ **教育部長（伊藤徹男君）** 多摩地区26市の共同調理場方式で実施している市の徴収率の比較につきましては、現年度分につきましては平均より0.42%高くなっております。また、過年度分につきましては平均より1.82%高くなっております。

次に、学校管理職や担任教師との連携につきましては、校長会を通して給食費未納者に対する協力依頼をして、学期末ごとに担任教師から直接児童・生徒へ督促通知や納付書の手渡しをお願いしております。課題につきましては、学校長・担任教師との連携をしながらも、未納者が減らないことをございます。

P T Aとの連携につきましては、P T Aからの協力をいただきながら未納を減らしていく取り組みをこれから検討してまいりたいと考えております。

次に、収納課との連携につきましては、給食費が私費のため、収納課のノウハウ等が有効であるかなど、検証しながら対応してまいりたいと考えております。

○ **18番（大久保もりひさ君）** 税金ではないのですが、税金もあわせてのっている、それによって給食を食べることができるということもありますので、そこをうまく考えながら、ぜひとも収納課のノウハウを活用していただければと思います。

(10)、摂食障害やアレルギー体質を持つ児童への対応などの個別対応について伺います。

○ **教育部長（伊藤徹男君）** 食物アレルギーを持つ児童への対応でございますが、まず各学校は毎年度、食物アレルギーを含むさまざまなアレルギーについて、保護者全員に対し学校生活管理指導票等提出についての申告書の提出を求め、その中で「食物アレルギーがある」と回答した保護者には、さらに医師の検査に基づいた診断による学校生活管理指導票アレルギー疾患用と稲城市学校給食食物アレルギー対応等申請書を提出していただき、食物アレルギーを持つ児童・生徒の把握をいたします。この情報に基づき、学校給食共同調理場が作成した食材の情報提供書類を、学校を通じて食物アレルギーを持つ児童・生徒の保護者へ配布しております。配布する書類は、年度の初めに年間使用食材、各学期の初めに学期間使用食材内容一覧、また毎月、月間使用食材内容一覧と献立予定及び使用食材名でございます。また、学校生活管理指導票をもとに、乳及び卵不使用パンの提供、乳成分を含まない調整豆乳の提供を行っているところでございます。摂食障害につきましては、現在まで学校給食について御相談などはないため、取り組んでいることはございません。

○ **18番（大久保もりひさ君）** 摂食障害の方は、病院に入院されることが多いので、なかなか学校対応とはなっていないのかもしれないかもしれません。保護者から提出された申告書により、学校給食共同調理場が作成した保護者への配布書類を栄養教諭や担任教師がどのように活用されているのか、伺います。

○ **教育指導担当部長（杉本真紀子君）** 食物アレルギーのある児童・生徒については、献立表や献立予定一覧及び食材一覧、また月間使用食材一覧などを保護者と学校がチェックし、職員室などの一定の場所へその情報を掲示し、関係教員が共有を図り、

事故防止を図っております。

○ 18番（大久保もりひさ君） (11)、保護者への給食に関する情報提供について伺います。

○ 教育部長（伊藤徹男君） 保護者への給食に関する情報提供でございますが、特色のある献立や稲城市産食材の使用状況などの情報を盛り込んだ献立表を保護者全員に配布しております。また、食物アレルギーを持つ児童・生徒の保護者に対しましては、そのほかに、年度の初めに年間使用食材、各学期の初めに学期間使用食材内容一覧、また毎月、月間使用食材内容一覧と献立予定及び使用食材名を配布し、情報提供に努めております。これらは稲城市ホームページにも掲載しております。また、P T A主催の給食試食会の際にも、要請により栄養士が出席し、給食に関する質問にお答えしております。

○ 18番（大久保もりひさ君） 食育の視点からの保護者への給食に関する情報提供の現状について伺います。

次に、P T A主催の給食試食会についての感想・意見等の記入を求めるアンケート用紙の活用について伺います。また、給食試食会における教育委員会や栄養教諭、教職員の参加状況と、食育の視点からの今後の取り組みについて伺います。

○ 教育部長（伊藤徹男君） 給食試食会後に寄せられる御意見で多いものは、味・量・彩りに関するものでございます。これらの意見は、その内容により、次の試食会で説明する事項に追加し、さらに保護者の給食への理解を深める資料となる場合がございます。給食試食会には、学校からは校長または副校長が、調理場からは栄養士が出席しております。このとき、保護者へは給食を通して食の大切さを訴え、子供たちと同じ給食を食べたことをきっかけに、家庭においても給食を話題にし、食への関心が高まるよう働きかけており、このことは今後も継続して取り組んでまいります。

○ 18番（大久保もりひさ君） (12)、今後の学校給食事業の充実について。①、チーム学校としての学校経営の視点から、市の見解を伺います。

○ 教育指導担当部長（杉本真紀子君） 学校給食事業充実のため、学校経営の視点から必要なことは、全教職員の給食指導のあり方及び本市学校給食事業についての十分な共通理解の上に、アレルギー対応と危機管理体制を整備するとともに、給食指導を充実させることと考えております。

○ 18番（大久保もりひさ君） 第3次食育推進基本計画（案）の中の「学校、保育所等における食育の推進」の項には、「学校では、学習指導要領に示された食育の推進を踏まえ、給食の時間、家庭科や体育科を始めとする各教科、総合的な学習の時間等、学校教育活動全体を通じて食育を組織的・計画的に推進する。栄養教諭は、学校

の食に関する指導に係る全体計画の策定、教職員間や家庭との連携・調整等において中核的な役割を担う職であり、各学校における指導体制の要として、食育を推進していく上で不可欠な教員である。全ての児童生徒が、栄養教諭の専門性を生かした食に関する指導を等しく受けられるよう、栄養教諭の役割の重要性やその成果の普及啓発等を通じて、学校栄養職員の栄養教諭への速やかな移行を図るなど配置の促進に努める」と記載されております。チーム学校としての学校経営の視点から、学校給食における栄養教諭の立場や役割等について、市の見解を伺います。

○ **教育指導担当部長（杉本真紀子君）** 学校給食における栄養教諭の立場や役割につきましては、学校給食において摂取する食品と健康の保持増進との関連性についての指導や、食に関して特別な配慮を必要とする児童・生徒に対する個別的な指導、その他の学校給食を活用した食に関する実践的な指導を行う際の中心的な役割や、ほかの教員への支援を行うものと考えております。

○ **18番（大久保もりひさ君）** ②、食育の視点から、市の見解を伺います。

○ **教育指導担当部長（杉本真紀子君）** 学校給食を食育推進のための中核となる教材として、一層の活用を図ってまいりたいと考えております。

○ **18番（大久保もりひさ君）** かつて本市においては、食育研究指定地区事業として、栄養教諭が中心となって、各学校に配置している食育リーダーと連携して、各学校の食育推進のための指導計画の作成を進めました。また、JA東京みなみ稲城支店に協力していただき、稲城市の地場の食材マップなどを折り込んだ多彩な資料が掲載された食育のリーフレットを作成して、全校に配布しました。その後も、各学校の教職員が教育委員会と連携して、給食を活用した食育をさらに活性化させるために、さまざまな取り組みをされていると考えます。学校給食を食育の生きた教材として活用した取り組みの現状と、今後の予定等について伺います。

○ **教育指導担当部長（杉本真紀子君）** 具体例を挙げますと、まず稲城第六小学校では、給食の献立と食材を教材として取り上げる学習を行っております。また、平尾小学校では、給食の献立の食材を五大栄養素に分け、栄養のバランスを考える学習を行っております。今後につきましては、各学校における工夫した取り組みの他校における活用を推進してまいりたいと考えております。

○ **18番（大久保もりひさ君）** 項目番号4、第一小学校の通学路の安全対策について伺います。

(1)、交通安全対策について。稲城第一小学校の正門北側道路につきましては、狭くてカーブしているために、給食調理場のトラック等の車両が通過するたびに児童や近隣住民が危険にさらされておりましたので、10年以上前から市議会公明党として、正門北側道路の整備を要望してきました。このたび予算化されて、既に一部が整備さ

れたことを評価するものであります。正門北側道路の整備の内容と効果について伺います。

○ **都市建設部長（吉野浩章君）** 稲城第一小学校北側道路につきましては、正門から西側部分において、水路のふたかけを行い、道路の有効幅員を広げる工事を行うこととしております。これにより、通学路として、歩行者の安全性が確保されてまいります。

○ **18番（大久保もりひさ君）** ②、白線引きや標識設置ができない榎戸土地区画整理事業地内の対策について伺います。

○ **都市建設部長（吉野浩章君）** 区画整理事業区域内の道路は、整備途中で、部分的な暫定開通の路線もあることから、東京都公安委員会より、白線引きや標識設置など、交通規制の決定を得ることは難しいと、交通管理者の多摩中央警察署より伺っております。このため、榎戸土地区画整理事業地内の交通安全対策につきましては、毎年、学校、P T A及び多摩中央警察署の皆様と合同で通学路点検を実施してきており、注意看板の設置や減速表示線など、改善できる箇所について、交通安全対策を図っているところでございます。

○ **18番（大久保もりひさ君）** 榎戸土地区画整理事業地内には、一部標識や自発光道路びょうが設置されておりますので、これまで接触事故等があったほかの危険箇所においても設置を進めるべきであると考えます。御所見を伺います。

○ **都市建設部長（吉野浩章君）** 榎戸土地区画整理事業では、道路整備の進捗により一定の整備が完了いたしました道路につきましては、多摩中央警察署と協議いたしまして、順次標識など、交通規制を行っていただいております。ほかの早急な安全対策が必要な箇所につきましては、多摩中央警察署と協議いたしまして、自発光道路びょうなど、交通安全施設の設置を検討してまいります。

○ **18番（大久保もりひさ君）** ③、以前より要望しております三中通りの通行規制時間の変更に関して、その変更時期と矢野口自治会や第一小学校・第七小学校・第三中学校の教職員・保護者等への連絡について伺います。

○ **都市建設部長（吉野浩章君）** 三中通りの通行規制時間の変更時期につきましては、現時点では平成28年3月下旬を予定しております。また、矢野口自治会や稲城第一小学校・稲城第七小学校・稲城第三中学校の教職員・保護者などへの連絡につきましては、2月初旬に矢野口自治会長と各小中学校へ文書により通知し、自治会には回覧板での付近住民への周知をお願いしており、学校では教職員への周知と全生徒の保護者へチラシの配布を行っていただいております。

○ 18番（大久保もりひさ君） (2)、防犯対策について。①、市内の個人・団体・行政等が得た不審者情報に関する全市的な共有の取り組みについて伺います。

○ 総務部長（小林高明君） 不審者などの情報につきましては、警察が不審者情報を認知した場合には、メールけいしちょうを配信し、注意喚起を行っております。市では、多くの市民に利用していただきたいと考え、メールけいしちょうの登録について、市ホームページで御案内を行っております。また、メールけいしちょうから配信された不審者情報については、市のメール配信サービスを使い、地域安全情報として配信し、市民への注意喚起も行っております。なお、保育所・幼稚園・小中学校の関係者などが把握した不審者等の情報は、子ども福祉担当部や教育委員会の担当部署にも連絡され、さらにそれぞれの担当部署から防犯を担当する総務契約課にも情報が提供される連携体制を整えており、地域安全情報の配信など、全市的な情報共有に取り組んでおります。

○ 18番（大久保もりひさ君） ②、通学路街頭防犯カメラの設置を生かした、学校と地域と行政が連携した防犯対策強化について伺います。

○ 総務部長（小林高明君） 学校と地域と行政が連携した防犯対策強化につきましては、今年度から設置を予定している通学路防犯カメラについて、教育委員会の定例会、校長会、PTA、行政連絡員調整会議などへ説明・報告を行っており、学校・地域・行政の連携が図られるよう、情報を共有しているところでございます。今後も引き続き、学校やPTA、地域との連携を図りながら、防犯対策に取り組んでまいります。

○ 18番（大久保もりひさ君） 防犯カメラが設置される稲城第一小学校の教員におかれましては、学校区内の通学路のどの場所が防犯上危険で、どこに防犯カメラが設置されているのか、具体的に児童にどのように指導するのがよいのか等、4月中に通学路を歩いて確認した上で警察官や警察官OB等の指導を受けることにより、下校時の児童への指導がよりの確になると考えます。児童の防犯対策強化の視点から、御所見を伺います。

○ 教育指導担当部長（杉本真紀子君） 稲城第一小学校においては、毎年、学期初め及び定期的にPTAと連携した集団登校及び集団下校を行っており、その際に通学路の安全指導を行っております。防犯カメラの設置により児童への安全指導を変える予定はございませんが、既成市街地内の小学校の通学路の中で最初に防犯カメラが設置されたことをしっかりと受けとめて、指導に生かすことが重要であると考えております。今後も、教職員やPTAによる危険箇所などについての確認を継続し、通学路における児童の安全確保を図ってまいります。

○ 18番（大久保もりひさ君） 項目番号5、小中学校の校庭の排水機能の整備について伺います。

(1)、降雨や降雪以降の小中学校の校庭の排水状況について伺います。

○ 教育部長（伊藤徹男君） 小中学校の校庭における降雨や降雪後の状況につきましては、おおむね良好でございますが、一部の学校からは、水はけに時間を要する箇所があると伺っております。

○ 18番（大久保もりひさ君） 校庭に水はけの悪い箇所がある学校名と、その際の校庭の使用制限について伺います。また、市に登録しているスポーツ・レクリエーション団体への校庭の開放については、平成27・28年度稲城市立学校体育施設利用の手引きには「グラウンドコンディションが悪い場合は、使用しないこと」と記載されていますが、学校が授業での使用を制限しているときには、団体に使用の可否の判断を任せるのではなく、事前に使用制限の旨を通知するべきであると考えます。市の見解を伺います。

○ 教育部長（伊藤徹男君） 水はけに時間を要する箇所のある学校につきましては、稲城第二小学校、稲城第三小学校、稲城第三中学校でございますが、児童・生徒の安全面や校庭の状態を考慮し、校庭の使用を制限する場合がありますと伺っております。また、スポーツ・レクリエーション団体への校庭開放における使用制限につきましては、今後、学校との連携により、教育委員会として徹底してまいりたいと考えております。

○ 18番（大久保もりひさ君） (2)、小中学校の校庭の排水機能について伺います。

○ 教育部長（伊藤徹男君） 小中学校の校庭の排水につきましては、校庭に設置している側溝などにより行っておりますが、必要に応じた側溝清掃など、日常の管理を通して一定の排水機能が維持されていると認識しております。

○ 18番（大久保もりひさ君） 学校ごとに構造が少し違うところもあると思いますので、確認させていただきませんが、側溝がずっと学校敷地内から敷地外までそのままつながっている学校におきましては、側溝が見えますので、そこの清掃で済むということだと思いますけれども、学校内の側溝から学校敷地外の側溝や用水路というところにつながっているところの大半が暗渠になっている、管が地中に埋まっている形になっていると私は認識しております。その中に土砂が詰まってしまったときに、その土砂を取り出さない限りは排水機能が維持されないと考えます。校庭の側溝と学校敷地外の側溝の間に暗渠が存在する学校名と、現在の管理状況と今後の取り組みについて伺います。

○ 教育部長（伊藤徹男君） 校庭の側溝などから学校敷地外へ排水するまでの間が暗渠となっている学校につきましては、稲城第四中学校を除く小中学校でございます。

また、暗渠の管理につきましては、側溝清掃の際に集水ますから排水管の状態を確認している状況でございます。今後につきましても、側溝清掃時などの際に状態を確認してまいります。なお、排水管に詰まりが認められる場合には土砂等を取り除くなど、適正な対応により排水機能の維持に努めてまいりたいと考えております。

○ 18番（大久保もりひさ君） (3)、小中学校の校庭の整備計画について伺います。

○ 教育部長（伊藤徹男君） 小中学校の校庭の整備計画につきましては、現在のところ策定しておりませんが、日常の取り組みの中で適正な管理に努めているところでございます。

○ 18番（大久保もりひさ君） 最近では校庭の芝生化を余り言われていなくて、どうも調べると、補助金等がついていないようで、ただ、現在、本市におきましても、一部芝生化をしている学校もございますので、今後においても、私はモデル的には芝生化するということが必要だと思っております。そういう芝生化を図るときにあわせて土などを含めて整備するということを検討すべきであると考えます。御所見を伺います。

○ 教育部長（伊藤徹男君） 側溝に流れ込む土砂を抑制するためには芝生化は有効であると認識しておりますが、現在、校庭の芝生化につきましては、芝生化されている学校の状況を見て今後の対応を判断することとしておりますので、今後考えていきたいと思っております。

○ 18番（大久保もりひさ君） 項目番号6、LED化による公共施設の照度アップと省エネ促進について伺います。

(1)、本市におけるリース方式による照明のLED化について。①、LED化の導入の経緯について伺います。

○ 総務部長（小林高明君） リース方式による照明のLED化でございますが、本庁舎及び消防庁舎で実施しております。導入の経緯につきましては、東日本大震災以降の官民挙げての節電対策に伴い、本市としましてもエネルギー使用の効率化による消費電力の削減に積極的に取り組んでまいりたいと考え、導入いたしました。また、LED照明導入に際しましては、リース契約としたことにより、年度間の財政支出の平準化と、メンテナンス及び交換に伴う維持管理の手間が削減されております。

○ 18番（大久保もりひさ君） それでは、リース方式ではなくLED化された施設について伺います。

○ 総務部長（小林高明君） リース方式以外での照明のLED化でございますが、新築及び改修工事等を行う場合に、工事の一環としてLED化を実施したほうが、照

明器具のみをリース業者が設置する場合より費用面や施行上のメリットがあることから、リース方式を採用しなかった経緯がございます。なお、本庁舎及び消防庁舎につきましては、執務室が同一の照明器具であったことや、工事を伴わず容易にLED化が可能である照明器具があったことなどから、一斉にLED化することといたしました。そのため、一時的な支出を抑え、年度間の支出を平準化でき、メンテナンスの手間が削減されるメリットがあるリース方式を採用したという理由でございます。

○ 18番（大久保もりひさ君） ②、LED化による公共施設の照度アップ、省エネ等の効果について、市の見解を伺います。

○ 総務部長（小林高明君） リース方式による照明のLED化を実施している公共施設の照度アップ、省エネ等の効果でございますが、照度アップの効果につきましては、LED照明の導入以前も労働安全衛生規則に定める照度以上を確保しておりましたが、導入後につきましては、JIS規格の照度基準を参考にいたしまして照明器具を選定した結果、目標としていた500ルクスを超える照度を確保できております。また、省エネなどの効果でございますが、照明が占める電力使用量は庁舎全体の3分の1程度でございます。LED照明は、蛍光灯と比較しまして電力使用量が約半分となることから、庁舎全体の電力使用量の約17%が削減できると予測しておりました。実績でございますが、気象条件等もあるため、単純な比較はできませんが、平成22年度と平成26年度との比較では、予想を上回り、電力使用量が約24%削減となりました。

○ 18番（大久保もりひさ君） 大変高い効果があったということがよくわかりました。それでは、リース方式ではなくLED化された施設についても伺いたいと思います。

○ 総務部長（小林高明君） リース方式以外での照明のLED化を実施している公共施設の照度アップ、省エネ等の効果でございますが、照度アップの効果につきましては、さきにお答えしたとおりでございます。一方、工事設計等の時期によっては、LED照明がまだ高価であったこと、また施設によっては施設の規格に合う照明器具がなかったことから、施設全体のLED化を実施せずに、当時といたしましてはLEDと同等の省エネ効果が見込まれたHf管などを導入した施設もございます。省エネの効果でございますが、新築や改修により建物の形状が変更されまじたり、また太陽光パネルの導入などにより、導入前と単純な比較はできておりませんが、相当程度の削減効果はあるものと考えております。

○ 18番（大久保もりひさ君） 続きまして、(2)、防犯灯、街路灯、公園灯等、市が管理する屋外電灯のLED化について。①、実施数と実施率の現状について伺います。

○ **都市建設部長（吉野浩章君）** 市内の道路に設置されております防犯灯及び街路灯の基数につきましては、合計で8,146基でございます。そのうちLED化を実施している基数は4,507基で、実施率は約55.3%となっております。また、公園灯につきましては、LED化を予定している363基のうち58基が完了しており、実施率は約15.9%となっております。

○ **18番（大久保もりひさ君）** ②、今後の予定について伺います。

○ **都市建設部長（吉野浩章君）** 市内における防犯灯及び街路灯の今後のLED化につきましては、新設道路や区画整理区域内道路、民間宅地開発による道路へは、LED照明を設置するよう指導しております。また、市民要望などにより新たに市道に設置する箇所につきましても、LED照明を設置しております。一方、既存の防犯灯及び街路灯につきましては、防犯灯はリース契約などにより全てLED化を実施し、街路灯は既存ランプをLEDランプに交換し順次LED化を進めており、今後も実施してまいります。また、公園灯につきましても、道路照明と同様に、順次LED化を進めてまいります。

○ **18番（大久保もりひさ君）** (3)、全ての公共施設の屋内照明器具のLED化について。①、施設ごとの実施数と実施率の現状について伺います。

○ **総務部長（小林高明君）** 公共施設の屋内照明器具のLED化を実施している施設ごとの実施数及び実施率でございますが、市役所及び消防署につきましては、照明器具数1,804基に対しLED照明器具数1,554基で、LED化率約86%となっております。ふれんど平尾につきましては、照明器具数529基に対しLED照明器具数26基で、LED化率約5%となっております。健康プラザにつきましては、照明器具数1,600基に対しLED照明器具数807基で、LED化率約50%となっております。小中学校につきましては、稲城第一小学校、南山小学校及び稲城第一中学校がLED化を実施しており、稲城第一小学校では、照明器具数912基に対しLED照明器具数150基で、LED化率約16%、南山小学校では、照明器具数1,040基に対しLED照明器具数679基で、LED化率約65%、稲城第一中学校では、照明器具数767基に対しLED照明器具数703基で、LED化率約92%となっております。文化センターにつきましては、第二文化センターがLED化を実施しており、照明器具数404基に対しLED照明器具数29基で、LED化率約7%となっております。iプラザにつきましては、照明器具数1,583基に対しLED照明器具数8基で、LED化率約1%となっております。市立病院につきましては、照明器具数5,844基に対しLED照明器具数106基で、LED化率約2%となっております。

○ **18番（大久保もりひさ君）** 詳細にありがとうございました。それでは、LED化されていない中央図書館、城山体験学習館、中央文化センターホール、そして総合体育館等のスポーツ施設、また保育園等、御答弁いただかなかった施設について伺い

たいと思います。

○ **総務部長（小林高明君）** LED化を実施していない施設につきましては、照明器具が引き続き使える状態に現在あるということから、今後の大規模改修等の際にLED化を検討してまいりたいと考えております。なお、平成28年度にオープンします稲城長峰スポーツ広場管理棟の新築工事につきましては、照明器具のLED化を進めております。また、中央文化センターホールの大規模改修工事につきましても、今後、工事の際には照明器具のLED化を進めていきたいと考えているところでございます。

○ **18番（大久保もりひさ君）** ②、今後の予定について伺います。

○ **総務部長（小林高明君）** 公共施設の屋内照明器具のLED化の今後の予定でございますが、公共施設の中で、常時市民及び職員が利用し、点灯時間が長く、電力使用量の削減効果が見込まれる場所を中心として、大規模改修の際などにLED照明などの高効率照明器具への切りかえを進めてまいります。

○ **18番（大久保もりひさ君）** 中央図書館・城山体験学習館は、PFI方式により建設運営をされておりますので、LED化の工事費用とか、関連する電気料金等について、どちらがどう負担するのか、伺いたしたいと思います。

また、中央図書館・城山体験学習館と総合体育館は、当面大規模改修は予定されておりませんが、常時市民が利用し、点灯時間が長く、電力使用量の削減効果が見込まれる施設であると考えますので、今後のLED化の予定や考え方について伺います。

○ **教育部長（伊藤徹男君）** 中央図書館・城山体験学習館におけるLED化は、契約上、稲城市が行うこととなっております。また、電気料金につきましては、PFI事業者ではなく、稲城市が全額を負担しております。LED化工事につきましては、現照明器具の寿命、また市の財政状況などを考慮しながら、適切な時期を見て実施いたしたいと考えております。総合体育館のLED化につきましては、第四次稲城市長期総合計画の大規模改修事業の中で進めてまいります。

○ **18番（大久保もりひさ君）** 項目番号7、犬の飼い主のあり方について伺います。最近、犬のふんの放置や放し飼いなど、犬の飼い主が東京都動物の愛護及び管理に関する条例を遵守しないために発生する問題について、複数の苦情を聞いております。

(1)、本市における犬に関する問題について伺います。

○ **市民部長（西山 誠君）** 犬に関する問題について、本市に寄せられる苦情は、一部のマナーの悪い飼い主による鳴き声や散歩中のふんの放置に関するものがございます。苦情件数といたしましては、平成26年度は、散歩中のふんの放置に関するものが4件、平成27年度は2月末現在、鳴き声に関するものが1件、散歩中のふんの放

置に関することが3件でございました。

○ 18番（大久保もりひさ君） 今から13年前、私が議員にならせていただいたころは非常にふんの放置が多くて、たばこの吸い殻のポイ捨てと一緒に、物すごい数があったのです。さまざまな皆さんの活動もあって、だんだん減ってきたという印象があったのですけれども、また最近ふえてきている。特に矢野口でふえていているということを矢野口の方々から聞くことが多くなりました。一つは三沢川沿いがふえていている。あとは、榎戸土地区画整理事業地内で新築住宅ができてくると、その新築住宅の近くで、例えば駐車場があるところとか、人目のないところでどうも多くなっているような感じがします。しょせんまだ私が聞いている範囲ですので、統計がとれているわけではありませんが、そういうことから本当に苦情が多くなっているのと、特に三沢川の環境護岸のところで放し飼いをする方が何人かいらっしゃるとの苦情もたくさんいただいております。あそこは、小さなお子さんを遊ばせている方も多いものですから、非常に危険だということで、お怒りの電話が私のほうへ来てしまっ、「役所に言ってください」と言っているのです。そのようなこともありまして、きょうこういうテーマを取り上げさせていただいているわけですが、本市内における散歩中の犬のふんの放置の現状、実際にはそういう苦情の電話を受けられたときに、市としては現状を調査するためにどのように取り組んでいらっしゃるのかについて、まず伺いたいと思います。

○ 市民部長（西山 誠君） 苦情を受けた後の対応といたしましては、まず速やかに環境課の職員がふんの放置の現場を確認することとしておりますけれども、今お話にありました犬のふんが放置される場所の傾向といたしましては、確かに人目につかないところ等が多いという認識は持っております。また、散歩中の犬のふんの放置の現状調査につきましては、直接的なふんの調査は行っておりませんが、稲城市まちをきれいにする市民協議会の方々を中心となって行う清掃活動とか、月に1回実施しております職員による通勤時の清掃などにおいて、ごみの収集とあわせて現状を確認しております。

○ 18番（大久保もりひさ君） 三沢川の一斉市民清掃がもうすぐでございましてけれども、私も毎年参加させていただいておりますが、そのもとになった三沢川クリーンクラブのほうで毎月清掃をやっていただいております。今は2カ月に1回ですか、有志の方が非常に熱心に川の中まで入って清掃活動されているのですけれども、コンビニの袋の中に犬のふんを入れて捨ててあることが、いつときなくなったのですが、最近またふえてきたという話も聞いております。わからないのですけれども、あそこも隣の市に近いですから、稲城の方ではないかもしれない。非常に稲城は、特に三沢川沿いは散歩がしやすいということで、いろいろなところからいらっしゃる。場合によっては車で来られている方もいるようです。車を置いておいて犬を散歩させているという姿を見かけるということもありますので、市民ではないかもしれない。ですけれども、ふえていているのは事実のようです。実際にそのように清掃して下さっている

方々が見て感じていらっしゃることから、そういう傾向は出ているのだと思います。  
そこで、次の質問に移ります。(2)、対策について伺います。

○ **市民部長(西山 誠君)** 苦情への対策につきましては、鳴き声への対応として、現場を確認し、近所に迷惑が及ばないよう、飼い主に対しモラルやマナーを呼びかけるなどの指導を東京都動物愛護相談センターと連携して実施しております。ふんの放置に関しましては、都の条例において、飼い主にふんの持ち帰りが定められており、ふん放置禁止看板や小中学生が描いた環境美化を目的とした環境ポスターの掲示や自治会などへの配布を行っております。また、広報及び市のホームページでも犬のふんの放置を禁止する記事を掲載し、市主催のイベントの際にも啓発用ポケットティッシュを配布するなど、啓発活動を行っております。

○ **18番(大久保もりひさ君)** 今やっけていらっしゃる対策につきましては私もよく存じ上げているのですが、その御答弁された対策の有効性について、まず市の認識を伺いたいと思います。

また、犬のふんの放置等の対策につきましては、各自治体がさまざまな取り組みを行っているようでございます。例えば大阪府泉佐野市では、泉佐野市環境美化推進条例により、犬のふんの放置を禁止しているとのことであります。違反者には過料を科すことができるように定めており、警察官OBが環境巡視員として巡回して取り締まっているとのことでございました。本市では、路上喫煙や歩きたばこを規制することに関しては、稲城市市民協議会において、路上喫煙によって生じる周囲の者に対する危険や迷惑を防止し、吸い殻のポイ捨ての防止や、喫煙者と非喫煙者とが相互に共存できる、安全で快適な生活環境の確保・維持に向けて議論を進めておられるとの報告が、先日市議会にございました。犬のふんの放置や放し飼いに関しても、犬の飼い主と周囲の方とが共存できる、安全で快適な生活環境の確保・維持のために、泉佐野市環境美化推進条例のように、過料の規定を含む実効性の高い条例化を前提とした協議を行うべきであると考えます。市の見解を伺います。

また、通学路等への防犯カメラの設置が進んでいることから、犬のふんの放置への抑止力にも期待するところであります。市の認識を伺います。

○ **市民部長(西山 誠君)** 犬のふんの放置に対しまして、過料の規定に関連しまして、取り締まりを強化する有効な方法の一つとしまして、今お話にありました巡視の専門員を配置することなども考えられますが、先ほども申し上げましたとおり、犬のふんの放置が人目のつかない場所であったり、また人目のつかない夜間や早朝に行われることもございますので、取り締まりの時間帯など、取り締まり方法につきまして課題があると考えております。

また、御質問にもありましたとおり、今後、市内でも防犯カメラの設置がふえてくるということによりまして、抑止力的な効果も考えられるところではございますが、いずれにいたしましても今後の研究課題とさせていただきたいと思っております。

○ 18番（大久保もりひさ君） 今後いろいろ、いかにしたら実効性のある対策となるのかということ、私も現場の市民の方々と一緒に考えますけれども、ぜひ担当部署として御検討いただきたいと思います。

(3)、犬の飼い主のあり方について、本市の見解を伺います。

○ 福祉部長（鈴木秀治君） 犬の飼い主のあり方につきましては、飼い犬の健康を維持し、他人に害や迷惑を与えず、生活環境保全上の支障を生じさせないよう適正に飼育することであると認識しております。飼い主のモラルとマナーの向上を目指し、毎年、南多摩獣医師会の協力をいただき、犬の飼い方講習会を実施し、近年は愛犬のしつけとともに犬のふん害とマナーについての講演を行っているところでございます。

○ 18番（大久保もりひさ君） 犬の飼い主講習会を実施されていることは以前より存じ上げておりますが、そういう講習会に参加しない飼い主のモラルやマナーの低さが問題を引き起こしているものであると考えます。そのようなモラルやマナーの低い飼い主に対する啓発方法について伺いたいと思います。

また、モラルやマナーの低い飼い主の行動については、周辺住民や心ある市民が見ているぞとのメッセージを発信することも効果があると考えます。例えば、駒澤学園や若葉総合高校の美術部とのコラボレーションによるポスター制作に取り組むことなども検討されてはいかがでしょうか。今後の市の取り組みについて伺います。

○ 福祉部長（鈴木秀治君） モラルやマナーの低い飼い主に対する啓発方法につきましては、毎年3月に犬の飼い主へ狂犬病予防集合注射の必要性を通知でお知らせする際にあわせて啓発していくことを検討してまいります。

○ 市民部長（西山 誠君） それでは、モラルやマナーの低い飼い主へのメッセージに関しまして、私のほうからお答えさせていただきます。先ほどお答えいたしましたとおり、本市では、ふんの放置禁止看板や小中学生につくっていただいた環境ポスターの掲示は行っておりますけれども、今御提案のありました、周辺住民や心ある市民が見ているぞというメッセージを発信する内容につきましても、庁内連携はもとより、今お話がありました駒澤学園や若葉総合高校の御協力をいただけるかも含めまして、今後研究してまいりたいと考えております。